

令和8年度 島根県立特別支援学校（聴覚障がい教育）高等部及び専攻科 生徒募集要項

島根県立松江ろう学校
島根県立浜田ろう学校

1 出願資格

- (1) 特別支援学校（聴覚障がい教育）高等部に出願をすることができる者は、以下の①に該当する者であり、かつ②又は③に該当する者とする。
- ① 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障がい者
 - ② 特別支援学校中学部、中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）を令和8年3月に卒業する見込みの者及び卒業した者
 - ③ 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者
- (2) 松江ろう学校専攻科に出願をすることができる者は、以下の①及び②に該当する者とする。
- ① 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障がい者
 - ② 特別支援学校高等部又は高等学校（以下「高校等」という。）を令和8年3月に卒業する見込みの者及び卒業した者

また、(1)(2)の者は、以下のことを満たす者とする。

- 入学志願者は、原則として島根県内に居住している者とする。ただし、特別の事情が認められる県外居住者については、志願先の特別支援学校長は出願を認めることができる。（4 出願手続参照）
- 入学志願者並びに保護者（この要項において、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、入学志願者を現に監護するものをいい、当該入学志願者が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。）及び担任（入学志願者が成年者の場合にあっては、保証人（本県に居住する親族等）とする）は、出願を予定する特別支援学校長の定める期日に、当該特別支援学校の就学相談会に参加することとする。（3 就学相談会 参照）

2 募集定員

別途公示する。

3 就学相談会

入学志願者の入学の意思又はその就学に関する保護者及び担任（入学志願者が成年者の場合にあっては、保証人（本県に居住する親族等）とする）の意向を十分に把握し、適切な就学を図るため、以下のとおり就学相談会を実施する。

学校名	就学相談会		住所 電話番号
	参加受付期間	開催日	
島根県立 松江ろう学校	9月8日(月)～9月12日(金)	10月7日(火)	松江市古志町 191-6 0852-36-7222
島根県立 浜田ろう学校	9月1日(月)～9月5日(金)	10月1日(水)	浜田市国分町 342-2 0855-28-0146

(1) 就学相談会参加に要する書類

入学志願者の卒業又は卒業見込みの中学校等（高校等）（以下「出身中学校等（高校等）」という。）の校長は、志願先の特別支援学校長へ下記の書類と切手を提出する。なお、中学校等（高校等）を

卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格(1)③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。郵送する場合は、書留郵便又はレターパックプラスにて送付する。

- ① 就学相談会申込書(聴様式第1号)
- ② 就学相談会事前調査書(聴様式第2号)
- ③ 切手 110円(定形郵便物)
- ④ その他、志願先の特別支援学校長が指示したもの

＜提出書類に係る留意点＞

- ・ 聴様式第1号及び第2号については、県教育委員会(特別支援教育課)ホームページに掲載する。ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格(1)③に該当する者については、入学者選抜に係る説明会の際又は請求に応じて配付する。
- ・ 複数の特別支援学校へ参加を申し込む場合については、同一障がい種に限り、複写でもよい。なお、障がい種が異なる特別支援学校については、様式が異なるため留意すること。

(2) 就学相談会の日時の通知

参加を申し込んだ各特別支援学校から出身中学校等(高校等)の校長を経由して個別に通知する。なお、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格(1)③に該当する者は、各特別支援学校から直接通知する。

4 出 願 手 続

(1) 出願の制限

入学志願者は、出願資格を有する場合に限り、第1志望校のみ出願することができる。

なお、聴覚障がいの他に、視覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱を併せ有する者も出願することができる。

(2) 入学願書等の提出

- ① 入学志願者は、次に掲げるものを作成し、出身中学校等(高校等)の校長を経由して、所定の期間中に志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。

ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格(1)③に該当する者は除く。(4 出願手続(2)③ 参照)

ア 入学願書(本科受検者：聴様式第3号の1、専攻科受検者：第3号の2)

- ② 出身中学校等(高校等)の校長は、入学志願者ごとに次に掲げるものを作成し、①の入学志願者から提出されたものとまとめて、所定の期間中に志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。

ア 入学志願者調査書(本科受検者：聴様式第4号の1又は第4号の2、専攻科受検者：聴様式第5号の1又は第5号の2)

イ 受検票書留送付用切手

入学志願者が1名の場合530円、2名以上の場合620円(定形外郵便+簡易書留郵便)

ウ 検査結果通知書書留送付用切手

入学志願者が1名の場合530円、2名以上の場合620円(定形外郵便+簡易書留郵便)

※ ただし、「ウ 検査結果通知書書留送付用切手」は、出身中学校等(高校等)の校長が教員を派遣して検査結果通知書の交付を受ける場合は送付しなくてもよい。

- ③ 入学志願者で、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格(1)③に該当する者は、次に掲げるものを所定の期間中に、直接志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。

ア 入学願書(本科受検者：聴様式第3号の1、専攻科受検者：第3号の2)

イ 受検票書留送付用切手

530円(定形外郵便+簡易書留郵便)

ウ 検査結果通知書書留送付用切手

530円（定形外郵便＋簡易書留郵便）

※ ただし、「ウ 検査結果通知書書留送付用切手」は、志願先の特別支援学校に出向いて直接検査結果通知書の交付を受ける場合は送付しなくてもよい。

＜出願書類に係る留意点＞

- ・ 入学願書（聴様式第3号の1又は第3号の2）については、就学相談会以降に配付する。
- ・ 入学志願者調査書（聴様式第4号の1、第4号の2、聴様式第5号の1、第5号の2）については、県教育委員会（特別支援教育課）ホームページに掲載する。
- ・ 封筒表面左に「入学者選抜関係書類在中」と朱書きし、郵送の場合は、書留郵便又はレターパックプラスにて送付すること。
- ・ 4 出願手続き（2）② イ ウ、③ イ ウ の送付用切手は、レターパックプラスに替えることができる。

（3）出願期間

令和8年1月6日（火）から令和8年1月9日（金）まで

*** 郵送の場合は、1月9日（金）午後5時 必着**

*** 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間で受け付ける。**

（4）受検の辞退

出願した後、入学志願者が何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合は、入学志願者はすみやかに出身中学校等（高校等）の校長を経由して志願先の特別支援学校長に入学者選抜検査辞退届（県様式3）を提出すること。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。

（5）県外居住者の出願

- ① 保護者が県外に居住する入学志願者は、島根県立特別支援学校高等部・専攻科入学志願承認願（県様式6）及び県外入学志願誓約書（県様式7）に必要書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等（高校等）の校長を経由して志願先の特別支援学校長に提出する。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、志願先の特別支援学校長に直接提出する。この手続きを経て、当該特別支援学校長の承認を受けた場合に限り、入学願書は受理される。
- ② 県外居住者で、保護者の転勤又は転住によって、本県の特別支援学校高等部（専攻科）へ出願期限を過ぎて出願するときは、島根県立特別支援学校高等部・専攻科特別入学志願承認願（県様式8）及び県外入学志願誓約書（県様式7）に必要書類を添付して、出身中学校等（高校等）の校長を経由して島根県教育委員会（特別支援教育課）に提出する。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、直接島根県教育委員会に提出する。この手続きを経て、県教育委員会の承認を受けた場合に限り出願することができる。また、その場合には島根県立特別支援学校高等部・専攻科特別入学志願承認願（県様式8）及び県外入学志願誓約書（県様式7）を入学願書に添付しなければならない。
- ③ 保護者が県外に居住する入学志願者は、原則、本県に居住する親族により保証人を置くものとする。ただし、次の場合に限り、保証人を置かないことができる。
 - ア 保護者が転勤又は転住により、本県に転居する場合
 - イ 児童相談所により本県内施設に措置され、当該施設長が親権を有している場合
 - ウ 県教育委員会（特別支援教育課）に協議の上、特別の事情が認められた場合

（6）受検料

不要

5 選 抜 検 査

(1) 入学者選抜基準

各特別支援学校長は、各受検者について、特別支援学校（聴覚障がい教育）高等部及び専攻科の教育課程による学習の適性を判断して選抜を行う。

(2) 検査内容

面接

(3) 実施期日

令和8年2月3日（火）

(4) 検査場

志願先の特別支援学校

(5) 受検票

受検票及び日程の詳細等は、志願先の特別支援学校から出身中学校等（高校等）の校長を経由して、入学志願者に送付する。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者には、直接送付する。

(6) 追検査

やむを得ない事由により検査を受けることができない入学志願者は、入学者選抜検査開始時刻までに志願先の特別支援学校長に報告することとし、その後すみやかに入学者選抜検査欠席事由届（県様式1）を出身中学校等（高校等）の校長を経由して志願先の特別支援学校長に届け出ることにより、追検査を求めることができる。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。

6 合 格 発 表

(1) 合格者の発表

令和8年2月17日（火）午前10時

各学校において、掲示等で発表する。ただし、電話での問い合わせには応じない。

(2) 合否の通知

出身中学校等（高校等）の校長を経由して、入学志願者本人又は保護者あてに文書により通知する。出身中学校等（高校等）の校長が教員を派遣して交付を受ける場合は、当該出身中学校等（高校等）の校長は、当該派遣教員をとおして委任状（県様式5）を提出するものとする。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者については、直接合否を通知する。

7 入 学 の 辞 退

合格発表後、何らかの事由により入学を辞退する場合は、入学志願者は出身中学校等（高校等）の校長を経由して、志願先の特別支援学校長にすみやかに入学辞退届（県様式4）を提出する。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。